

Beauty & Health Innovation News Letter
中国における化粧品・化粧品原料に関する当局通知の要約

非特殊用途化粧品輸入申請資料の簡略化に関する通知
国家食品医薬品监督管理局許可 [2010] 447 号

各省、自治区、直轄市食品医薬品监督管理局、国家食品薬品监督管理局(SFDA)保健食品
審査評価センター、行政受理サービスセンター向け通知:

非特殊用途化粧品輸入申請資料の更なる簡略化を図り、化粧品記録管理の効率を適切に
高めるため、非特殊用途化粧品の輸入申請資料について以下のように規定する。

製品の安全性とは関係ない理由によって初回の申請記録が受理されなかったため再申請
が必要な場合、申請人は『化粧品行政許可申請受理規定』に沿って関連資料を提出するこ
と。また申請人が記録受理不可と決定された日から 45 営業日以内に再申請し、且つ申請資
料返却の書面での要求を提出していない場合、申請人は再申請資料中の申請表以外の資料
に関しては初回申請資料の副本を提出しても良い。それと同時に、提出する申請資料の副
本と初回申請資料原本が一致することを保証する書類も提出し、副本には行政許可在中国
申請責任部門公印若しくは割り印を押印すること。この際、審査申請用見本は再提出しな
くても良い。再申請に対しても記録が受理されなかった場合は『化粧品行政許可申請受理
規定』に基づいて手続きを行う。

本通知内容は 2010 年 12 月 1 日より執行する。

国家食品医薬品监督管理局

2010 年 11 月 15 日

本資料は、中国での化粧品および化粧品原材料の製造・販売等に携る方への情報提供を目的に、中国香料香精
化粧品工業協会 (<http://www.caffci.org/>) のウェブサイトに掲載された当局通知の要約をBHIが独自に行ったも
のです。本資料の情報の完全性、正確性について当社が保証するものではありません。

BHI は、パーソナルケア製品の技術開発と、OEMを行っております。品質・性能・コストを最適化したパーソナル
ケア製品の開発にご興味がありましたら、弊社 Web Site (<http://www.bhinova.com/>) までお越しください。